憲法　令６－３　肢イ

第１．肢の結論

正しい

第２．国籍法が，日本人の父より認知された子について，父母の婚姻を要求していたことの合憲性

１．問題の所在

国籍法の規定が，日本国民である父親から出生後に認知された子について，父母の婚姻を要求していた。認知すると準正が生じて嫡出子（民法７８９条１項）となる。日本国籍取得の要件として，準正を要求することは，合憲か。非嫡出子と嫡出子の取扱いが変わっているので，１４条１項の関係で問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

立法目的は，合理的な根拠はあるが，立法目的達成手段と関係で合理的関連性がない。

したがって，著しく不合理な取扱いといえるので，１４条１項に反し違憲である。よって肢は正しい。

（２）理由

ア.「法の下の平等」の意義（違憲審査基準・前提）

まず，法の下は，立法者も拘束する。したがって，本件のような法内容の平等も対象となる。

次に，平等に関しては，絶対的平等ではなく，合理的な区別を許容する相対的平等を指す。

個性がある以上，それを無視して絶対的平等に取扱うことは，かえって不合理な結果となるからである。

したがって，「平等」に反するのは，合理的な区別を超えるケース，すなわち，著しく不合理な区別か否かで判断する。

イ．何をもって著しく不合理か（審査密度）

本件の場合，非嫡出子か準正嫡出子かの問題であり，婚姻するか否かは，父母の問題であって，子本人にはコントロールできない事情である。

この場合，歴史的に見ても，著しく不合理な区別が生じやすかったのは，後段に例示に列挙されている通りである。したがって，１４条の合憲性に判断も慎重に行わなければならない。

そこで，立法目的が正当であり，立法目的達成手段との関係で，合理的な根拠が認められるか否かで決すべきと解する。

ウ．あてはめ

国籍法の規定は，日本国とのつながりが，あきらかなものに，日本国籍を付与するという者である。

立法目的としては正当である。

もっとも，立法目的達成手段との間には，合理的な関連性がない。結果，１４条１項に違反する。

理由は以下の通りである。

確かに，法律婚を尊重する（２４条）ことからすれば，嫡出子であって十分に日本国との関連性が確定的になるという見方もある。しかし，非嫡出子であっても，日本人の父と血のつながりがある以上，日本国との関連は明らかである。また，非嫡出子と嫡出子の区別をなくそうとしている状況に照らすと，婚姻制度の有無によって分けないと立法目的が達成されないという関係にはない。

よって，立法目的と立法目的達成手段との間に合理的関連性がないので，結論に示したとおり，国籍法の規定は，１４条１項に反する。

以上